めの法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項及び第三項又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項	
めの法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項及び第三項又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項	